



区のお知らせ

足立区

編集／企画部広報課
足立区千住一丁目50
番(882)1111
第二庁舎 電話(889)6161

人口面積 (54.9.1)

世帯	208,211
人口	626,838
男	317,379
女	309,459
面積	53.25km ²
人口密度	11,780人/km ²



宮城県沖地震では、ブロック塀の倒壊で幼い生命が奪われています

ブロック塀は安全ですか 危険は怖いかな 変点検査

見ためには頑丈そうなブロック塀が、地震ではたちまち凶器に一変、尊い生命を奪い、倒壊が避難路をふさぐなど防災上でも大きな被害をもたらしています。皆さんも被害にあうまえに、我が家のブロック塀を一度危険はないか調べてみませんか。

昨年六月に発生した宮城県沖地震は、また皆さんの記憶に新しいことと思います。そして、この市街地を直撃した地震は、数多くの倒壊を招きました。その中ブロック塀の倒壊による事故で、十数名の死者をだしたことが注目され、特に幼い子どもの犠牲が目立ちました。戸外で遊んでいた子どもは、地震と同時に本能的に見えたブロック塀に寄り添うように避難したり、揺れ動く大地に立って倒れ、しゃがみこんだ子どもの頭上、びゅうぶら倒れるようにブロック塀が落ちて、幼い生命を奪ったのです。

主な原因

ブロック塀は工法も簡単に空洞のコンクリートブロックをモルタルで接着固定させ積み重ねて作る安易なもので、

実態調査

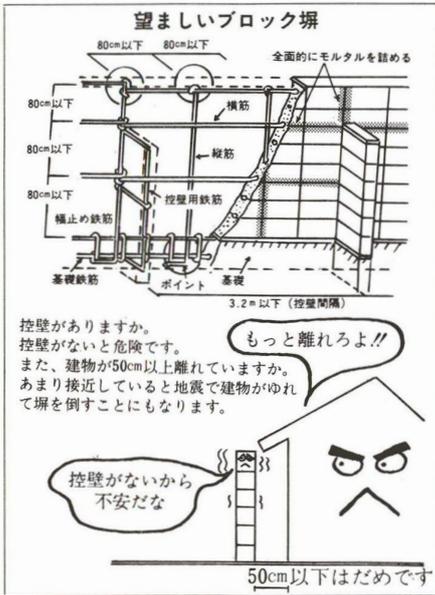
区では先の宮城県沖地震の教訓を生かし、新しく作る塀については建築確認申請の時に実施

皆さんの自宅の塀は大丈夫ですか

先に述べたとおり、宮城県沖地震では尊い生命がブロック塀等の倒壊で失われています。もし、これが皆さんのお住いになっている場所で被害が起きたら……

簡単な点検方法

○基礎の大きさ、形状は大丈夫かどうか
○縦・横筋が正しくはまっているかどうか
○ブロックの継目、コンクリート



○塀を揺さぶると、ぐらつきが
○控壁(壁のさきさき)があるかどうか
○土留の役目をつけない
○塀と土留の役目をつけない
○塀の上の部分を注意しながら
安全な塀にしなさい。

今年も区内八力所で移動応接室を開催しました。

残暑もひかなくなり、延四九九名の方が会場においてになり、貴重なご意見、率直なご批判、あるいは期のお言葉も聞かれました。厚くお礼申し上げます。お問合わせは、十分実現に努力することを約束いたします。

会場では防災が話題の中心になりました。私に大地震は初期消火と流言蜚語の防止が切です。災害に強い町づくりには協力をお願いします。

足立区長 長谷川 久男

これからブロック塀をつくる時

生垣やフェンスにするのが望ましいことですが、ブロック塀にするときは次のようなことに注意してください。

- 道路に面したブロック塀の厚さは、二センチ以上にする
- 塀は建物から五センチ以上上離す
- ブロック塀の中に鉄製のフェンスを取りつけない
- 塀と土留の役目をつけない
- 塀の上の部分を注意しながら安全な塀にしなさい。

また、心をこめてブロック塀を造る時は、業者や建築部にあらかじめ相談し、危険のない安全な塀にしてください。

相談・問合せ先 建築指導課

競争入札参加 願いの受付

昭和五十五年年度に、区に物品等の指名競争入札に参加を希望される方は、次により所定の様式で入札参加願いを届出てください。

なお五十四・五十五年用として提出された方は、再度提出する必要はありません。

受付期間 十月十一日(木)～十月二十五日(木)

受付時間 午前九時三十分～午後四時(正午から午後一時までは除く)、土曜日は午前十一時まで

用紙 東京都財務局所定様式(東京都弘済会)販売

受付場所・問合せ先 契約第二係

投票日は十月七日

衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査は十月七日です。

午前七時から午後六時まで投票できます。あなたの大切な一票です。お忘れなく投票ください。

10月1日から 区の施設になりました

一動労福祉会館・内職補導所

東京都から次の施設が移管されました。ご利用ください。

足立区労働福祉会館(中央本町一丁目) 電話(844)二二二五

またして、中小企業に勤く方のための施設です。会議室・図書室・卓球室・食堂などを完備しています。

足立区内職補導所(千住曙町三九七) 電話(888)七三〇六

家庭外で働くこと困難な方の生活安定をはかるため、内職相談あつせんを行っています。

申込・問合せ先 直接各施設へ。

お気軽にご相談ください

十月十四日から二十日は、行政相談週間です。

国の仕事で納得できない、どうしてよいかわからない、どうして欲しいと思うことなど、行政相談員がおつかいがいます。

相談は、登記・戸籍・許認可・労働・道路などが、あらかじめ郵便や電話で内容をお申し出らなくても結構です。

相談日 十月十六日(火) 区第二庁舎会議室 十月十九日(金) 区役所一階第一会議室 午後二時～四時

また、区でも毎月第二金曜日の午後一時～四時まで定期的に行政相談員がおつかいがいます。

相談は、登記・戸籍・許認可・労働・道路などが、あらかじめ郵便や電話で内容をお申し出らなくても結構です。

問合せ先 区民相談室

区では、よりよい社会福祉をめざして、みなさんがお気軽にこられますよう、窓口を大きく開き、相談・手続きをお受けしています。

より良い暮らしのために 申請等をお忘れなく

福祉事業 あんなに

改正されました 戦没者・戦傷病者等 遺族援護法の一部

昭和十四年十月一日から、次の方に特別給付金・国債が支給されるようになりました。
▽戦没者の妻に対する特別給付金(額面二十万円)年償還額(額面二十万円)年償還額
昭和十四年十月一日から、次の方に特別給付金・国債が支給されるようになりました。
▽戦没者の妻に対する特別給付金(額面二十万円)年償還額(額面二十万円)年償還額

難病患者 福祉手当のわくが 広がります

原因不明で治療方法がわからず、病状を維持する方に、区は難病患者福祉手当を支給して、います。本年十月一日から、新たに一疾病(アミロイドシ)が支給対象となりました。
該当する方、区に居住し、左表の疾病のある方
支給額 月額七千円
手続に必要なのは、住民票の写し(世帯全員)、医師の診

心身障害者(児) 体育祭開催の変更

体育祭の開催は、次のように変更になりました。
日時 十月二十八日(日)
場所 区立第四中学校校庭
(重光緑地海鳥駅下車)
問合せ先 援護係

恩給法が改正 されました 旧軍人の普通恩給

従来、普通恩給受給者は、満六十五歳で、加算規定が行なわれてきたが、今回の改正で、満六歳に到達すると改定請求ができるようになりました。
実施日 昭和五十四年十月一日
時刻 権利発生日より、七年間
〇一
〇二
〇三
〇四
〇五
〇六
〇七
〇八
〇九
一〇
一一
一二
一三
一四
一五
一六
一七
一八
一九
二〇
二一
二二
二三
二四
二五
二六
二七
二八
二九
三〇
三一
三二
三三
三四
三五
三六
三七
三八
三九
四〇
四一
四二
四三
四四
四五
四六
四七
四八
四九
五〇
五一
五二
五三
五四
五五
五六
五七
五八
五九
六〇
六一
六二
六三
六四
六五
六六
六七
六八
六九
七〇
七一
七二
七三
七四
七五
七六
七七
七八
七九
八〇
八一
八二
八三
八四
八五
八六
八七
八八
八九
九〇
九一
九二
九三
九四
九五
九六
九七
九八
九九
一〇〇

「しまね園」の 入所ご案内

入園資格 都内にお住いの六十歳以上の、心身に健康なお年寄りで、独立して日常生活を営むことができ、また、月収十万円以下であること。
利用料 月額一万四千三百五十円ですが、課税区分に応じて、利用料の減額制度があります。その他若干の光熱費がかかります。
申込期限 十月十五日まで
抽せん 十一月月上旬の予定
問合せ先 援護課または、最寄りの福祉事務所

加入の方 未加入の方は 加入の手続きを

国民年金は年額に応じて、老齢年金を受けるために、必要な保険料の納付年数が積みあがります。現在若干空室があります。
申込期限 十月十五日まで
抽せん 十一月月上旬の予定
問合せ先 援護課または、最寄りの福祉事務所

納め忘れは ありませんか

保険料を納め忘れのままにしておくと、将来、年金を受けるときに、不利になるだけでなく、年金が受給できなくなる場合があります。
昭和五十二年七月、八月、九月分の保険料は、十月三十一日を通るまで納めることができます。納め忘れの保険料は、すぐに納めてください。
なお、納付書がお手元にない方は、再発行しますので、国民年金課検査係までご連絡ください。
保険料額 五十二年七月から五十二年三月まで、一月二千円
五十二年四月から五十四年三月まで、一月三千七百三十円
納め忘れの保険料は、納め忘れの心配をなくするために、大変便利な制度です。
納付手続 国民年金手帳、預金通帳、印鑑(通帳使用印)を持参の上、預金口座のある二十二区内の金融機関へ申し込んでください。
なお、郵便局では、取扱いできませんのでご注意ください。

自動振込みを ご利用ください

金融機関が、あなたにかわって、本人または、ご家族の預金口座から、自動的に納付するしくみが、預金口座振替納付です。
これは毎月に行く手間がなく、はぶけるばかりでなく、納付書の紛失や、納め忘れの心配もなくなりますので、大変便利な制度です。
納付手続 国民年金手帳、預金通帳、印鑑(通帳使用印)を持参の上、預金口座のある二十二区内の金融機関へ申し込んでください。
なお、郵便局では、取扱いできませんのでご注意ください。

融資あつせん

特別の措置により、さかのぼって納める保険料の納付資金が不足している方のために、足立区国民年金特別納付融資制度があります。ご利用ください。



家庭に蓄積されている未活用の物資、また十分にする物資がございましたら、次のとおりご出品ください。
●出品受付
日時 十月十六日(火)～十九日(金)午前十時～午後三時
場所 足立区消費者センター
取扱品目 主として、日常生活に必要物資。ただし、次の物品は扱いません。
(1)医薬品、化粧品、動植物
(2)使用した下着類
(3)食料品
(4)特にこれやその類のもの
(5)手で持て運ぶことが困難な物
(6)消耗品はけし、再活用が困難なもの
(7)交換等の交渉は、当事者間で行なっていただきます。
(8)出品の掲示は、即売会場で行ないます。

●即売会
日時 十月二十六日(金)午前十時～午後四時、十月二十七日(土)午前十時～午後二時
●振込みます
児童(育成)手当金
昭和五十四年十月期支払分(昭和五十四年六月から昭和五十四年九月まで)の児童育成手当金を、十月十二日に、あなたの指定した金融機関に振込みます。お受け取りください。
問合せ先 児童手当係

●手当金
昭和五十四年十月期支払分(昭和五十四年六月から昭和五十四年九月まで)の児童育成手当金を、十月十二日に、あなたの指定した金融機関に振込みます。お受け取りください。
問合せ先 児童手当係

●足立区消費者センター
日時 十月十六日(火)～十九日(金)午前十時～午後三時
場所 足立区消費者センター
取扱品目 主として、日常生活に必要物資。ただし、次の物品は扱いません。
(1)医薬品、化粧品、動植物
(2)使用した下着類
(3)食料品
(4)特にこれやその類のもの
(5)手で持て運ぶことが困難な物
(6)消耗品はけし、再活用が困難なもの
(7)交換等の交渉は、当事者間で行なっていただきます。
(8)出品の掲示は、即売会場で行ないます。

●足立区消費者センター
日時 十月十六日(火)～十九日(金)午前十時～午後三時
場所 足立区消費者センター
取扱品目 主として、日常生活に必要物資。ただし、次の物品は扱いません。
(1)医薬品、化粧品、動植物
(2)使用した下着類
(3)食料品
(4)特にこれやその類のもの
(5)手で持て運ぶことが困難な物
(6)消耗品はけし、再活用が困難なもの
(7)交換等の交渉は、当事者間で行なっていただきます。
(8)出品の掲示は、即売会場で行ないます。

●足立区消費者センター
日時 十月十六日(火)～十九日(金)午前十時～午後三時
場所 足立区消費者センター
取扱品目 主として、日常生活に必要物資。ただし、次の物品は扱いません。
(1)医薬品、化粧品、動植物
(2)使用した下着類
(3)食料品
(4)特にこれやその類のもの
(5)手で持て運ぶことが困難な物
(6)消耗品はけし、再活用が困難なもの
(7)交換等の交渉は、当事者間で行なっていただきます。
(8)出品の掲示は、即売会場で行ないます。

●足立区消費者センター
日時 十月十六日(火)～十九日(金)午前十時～午後三時
場所 足立区消費者センター
取扱品目 主として、日常生活に必要物資。ただし、次の物品は扱いません。
(1)医薬品、化粧品、動植物
(2)使用した下着類
(3)食料品
(4)特にこれやその類のもの
(5)手で持て運ぶことが困難な物
(6)消耗品はけし、再活用が困難なもの
(7)交換等の交渉は、当事者間で行なっていただきます。
(8)出品の掲示は、即売会場で行ないます。

●足立区消費者センター
日時 十月十六日(火)～十九日(金)午前十時～午後三時
場所 足立区消費者センター
取扱品目 主として、日常生活に必要物資。ただし、次の物品は扱いません。
(1)医薬品、化粧品、動植物
(2)使用した下着類
(3)食料品
(4)特にこれやその類のもの
(5)手で持て運ぶことが困難な物
(6)消耗品はけし、再活用が困難なもの
(7)交換等の交渉は、当事者間で行なっていただきます。
(8)出品の掲示は、即売会場で行ないます。

●足立区消費者センター
日時 十月十六日(火)～十九日(金)午前十時～午後三時
場所 足立区消費者センター
取扱品目 主として、日常生活に必要物資。ただし、次の物品は扱いません。
(1)医薬品、化粧品、動植物
(2)使用した下着類
(3)食料品
(4)特にこれやその類のもの
(5)手で持て運ぶことが困難な物
(6)消耗品はけし、再活用が困難なもの
(7)交換等の交渉は、当事者間で行なっていただきます。
(8)出品の掲示は、即売会場で行ないます。

●足立区消費者センター
日時 十月十六日(火)～十九日(金)午前十時～午後三時
場所 足立区消費者センター
取扱品目 主として、日常生活に必要物資。ただし、次の物品は扱いません。
(1)医薬品、化粧品、動植物
(2)使用した下着類
(3)食料品
(4)特にこれやその類のもの
(5)手で持て運ぶことが困難な物
(6)消耗品はけし、再活用が困難なもの
(7)交換等の交渉は、当事者間で行なっていただきます。
(8)出品の掲示は、即売会場で行ないます。

●足立区消費者センター
日時 十月十六日(火)～十九日(金)午前十時～午後三時
場所 足立区消費者センター
取扱品目 主として、日常生活に必要物資。ただし、次の物品は扱いません。
(1)医薬品、化粧品、動植物
(2)使用した下着類
(3)食料品
(4)特にこれやその類のもの
(5)手で持て運ぶことが困難な物
(6)消耗品はけし、再活用が困難なもの
(7)交換等の交渉は、当事者間で行なっていただきます。
(8)出品の掲示は、即売会場で行ないます。

●足立区消費者センター
日時 十月十六日(火)～十九日(金)午前十時～午後三時
場所 足立区消費者センター
取扱品目 主として、日常生活に必要物資。ただし、次の物品は扱いません。
(1)医薬品、化粧品、動植物
(2)使用した下着類
(3)食料品
(4)特にこれやその類のもの
(5)手で持て運ぶことが困難な物
(6)消耗品はけし、再活用が困難なもの
(7)交換等の交渉は、当事者間で行なっていただきます。
(8)出品の掲示は、即売会場で行ないます。

●足立区消費者センター
日時 十月十六日(火)～十九日(金)午前十時～午後三時
場所 足立区消費者センター
取扱品目 主として、日常生活に必要物資。ただし、次の物品は扱いません。
(1)医薬品、化粧品、動植物
(2)使用した下着類
(3)食料品
(4)特にこれやその類のもの
(5)手で持て運ぶことが困難な物
(6)消耗品はけし、再活用が困難なもの
(7)交換等の交渉は、当事者間で行なっていただきます。
(8)出品の掲示は、即売会場で行ないます。

●足立区消費者センター
日時 十月十六日(火)～十九日(金)午前十時～午後三時
場所 足立区消費者センター
取扱品目 主として、日常生活に必要物資。ただし、次の物品は扱いません。
(1)医薬品、化粧品、動植物
(2)使用した下着類
(3)食料品
(4)特にこれやその類のもの
(5)手で持て運ぶことが困難な物
(6)消耗品はけし、再活用が困難なもの
(7)交換等の交渉は、当事者間で行なっていただきます。
(8)出品の掲示は、即売会場で行ないます。

●足立区消費者センター
日時 十月十六日(火)～十九日(金)午前十時～午後三時
場所 足立区消費者センター
取扱品目 主として、日常生活に必要物資。ただし、次の物品は扱いません。
(1)医薬品、化粧品、動植物
(2)使用した下着類
(3)食料品
(4)特にこれやその類のもの
(5)手で持て運ぶことが困難な物
(6)消耗品はけし、再活用が困難なもの
(7)交換等の交渉は、当事者間で行なっていただきます。
(8)出品の掲示は、即売会場で行ないます。

●足立区消費者センター
日時 十月十六日(火)～十九日(金)午前十時～午後三時
場所 足立区消費者センター
取扱品目 主として、日常生活に必要物資。ただし、次の物品は扱いません。
(1)医薬品、化粧品、動植物
(2)使用した下着類
(3)食料品
(4)特にこれやその類のもの
(5)手で持て運ぶことが困難な物
(6)消耗品はけし、再活用が困難なもの
(7)交換等の交渉は、当事者間で行なっていただきます。
(8)出品の掲示は、即売会場で行ないます。

●足立区消費者センター
日時 十月十六日(火)～十九日(金)午前十時～午後三時
場所 足立区消費者センター
取扱品目 主として、日常生活に必要物資。ただし、次の物品は扱いません。
(1)医薬品、化粧品、動植物
(2)使用した下着類
(3)食料品
(4)特にこれやその類のもの
(5)手で持て運ぶことが困難な物
(6)消耗品はけし、再活用が困難なもの
(7)交換等の交渉は、当事者間で行なっていただきます。
(8)出品の掲示は、即売会場で行ないます。

●足立区消費者センター
日時 十月十六日(火)～十九日(金)午前十時～午後三時
場所 足立区消費者センター
取扱品目 主として、日常生活に必要物資。ただし、次の物品は扱いません。
(1)医薬品、化粧品、動植物
(2)使用した下着類
(3)食料品
(4)特にこれやその類のもの
(5)手で持て運ぶことが困難な物
(6)消耗品はけし、再活用が困難なもの
(7)交換等の交渉は、当事者間で行なっていただきます。
(8)出品の掲示は、即売会場で行ないます。

●足立区消費者センター
日時 十月十六日(火)～十九日(金)午前十時～午後三時
場所 足立区消費者センター
取扱品目 主として、日常生活に必要物資。ただし、次の物品は扱いません。
(1)医薬品、化粧品、動植物
(2)使用した下着類
(3)食料品
(4)特にこれやその類のもの
(5)手で持て運ぶことが困難な物
(6)消耗品はけし、再活用が困難なもの
(7)交換等の交渉は、当事者間で行なっていただきます。
(8)出品の掲示は、即売会場で行ないます。

●足立区消費者センター
日時 十月十六日(火)～十九日(金)午前十時～午後三時
場所 足立区消費者センター
取扱品目 主として、日常生活に必要物資。ただし、次の物品は扱いません。
(1)医薬品、化粧品、動植物
(2)使用した下着類
(3)食料品
(4)特にこれやその類のもの
(5)手で持て運ぶことが困難な物
(6)消耗品はけし、再活用が困難なもの
(7)交換等の交渉は、当事者間で行なっていただきます。
(8)出品の掲示は、即売会場で行ないます。

総合スポーツセンター

運動に最も適した季節です。皆さんも身体をおいきり動かして、楽しみながら汗をかいて、健康・体力づくりに励んでみませんか。

講習会の変更案内

エアリアル場を個人利用するための講習会を、次のとおり変更します。

竹の塚温水プール

利用時間帯が変わります。十月一日から利用時間帯が変更になりましたのでご注意ください。

募集しています

ご参加ください

絵画教室

期間 十一月六日・三月十一日までの毎々曜日(延十五日) 時間 午後六時～八時

文学教室

日時 十月十六日(火) 午前十一時～正午 内容 源氏物語「葵」

珠算競技大会

日時 十一月十四日(日) 午前八時～三十分 場所 竹の塚小学校体育館

つまみ画

日時 十月十六日(火) 午後一時～四時 費用 初級用千三百円から各種

子ども会会長会議

子ども会活動のあり方を、子ども自身で考えるために開く会議です。

新入学児童の健康診断

来年四月から就学のお子さん(昭和四十八年四月二日～四十九年四月一日生)の健康診断を十月下旬から実施します。

Table with 4 columns: 区, 分, 月, 日. Rows show school hours and sports days.



飛び入りも大歓迎です。十月十日の区民運動会も同様に、多くの方の飛び入りもお待ちしております。

共同募金 10月1日 みんなで赤い羽根を

融資を あっせんします 住宅修繕・宅地整備資金

区では警察と協力し、自転車に住所氏名を書き運動を進め、手押しとて乗用自転車

歩いて散策する 千住宿探訪

狂犬病の予防注射と飼犬の登録

融資を あっせんします 住宅修繕・宅地整備資金

Table with 4 columns: 実施日, 会場, 振(雨)の時, 日. Lists dog registration events.

歩いて散策する 千住宿探訪

掲示板 青色申告は 節税の第一歩

ご参加ください 青果集い(集り会)

防災講習会 区民の防災意識と防災の輪を広げるため、講演と映画会を開催します。

掲示板 青年海外協力隊員募集

新しい電話帳をお配りします

ご参加ください 足立魚まつり

ご協力ください 不用品の寄付に

料理講習会

販売品目 二品 ※五百円以上お買上げの方